

単位：人 記載は現在の市町村

地域	高橋	高尾	小橋	長岡	出雲	寺泊	分	三栄	加茂	小須	五津	新田	水原	中条	新発	白根	関川	味方	西川	新潟	佐渡
書	1	1	1	2	1	1	1	1	3	4	3	2	4	1	1	3	1	1	1	5	1
画	1	1	1	1	1	1	1	1	9	4	3	1	1	1	5	1	1	1	3	1	7
計	3	1	1	3	1	1	1	1	12	4	8	6	3	1	8	1	1	1	3	2	12

記載は県名

地域	佐賀	福岡	山口	高知	山梨	福島	宮城	長崎	福島	群馬	茨城	東京	静岡	京都	大阪	兵庫	大分
書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

平成一年度に次の三件を小須戸町文化財保護条例により指定いたしましたので紹介いたします。

第一号 書画帖 三冊(上中下) 所有者 丸山耕平

第二号 小須戸町屋舗絵図 一卷 所有者 松崎静江

第三号 本住寺棟札 七枚 所有者 本住寺

町指定文化財

書画帖

小須戸町大字新保字浦郷二二五番地の二丸山耕平氏が所蔵するものであるが、元は屋号を三九郎と称した五十嵐家に伝わるものであった。

書画帖は、上中下三冊で構成され、内容は縦二十センチメートル、横三十センチメートルの書七十二枚、画七十三枚、計百四十五枚が納められている。台紙は金紙、書画の大部分は絹本に描かれており、ほぼ書と画が交互に配列されている。

書画帖が作成されることになった経緯などには不明な点もある。しかし、越後以外の文化人の作品を、これほど数多く納めたものは、県内では他に例を見ない。

書画帖がまとめられた時期については、箱書の安政三年霜月(十一月)が一応の目安になる。しかし、現在の形のように整理されたのは、いまだ後のように思われる。

三、作者に関して

書画の作者については、作品に付箋が付けられている。誤記

幕末期の文化人の動向を知る資料として、町にとっても貴重な文化遺産と考えられる。

二、書画帖の成立時期

書画帖の箱書には、「書画帖」のほか、「安政三丙辰霜月五十嵐丈遊」「懷玉」と記されている。

懷玉は、「所蔵している貴重なもの」といった意味であろうか。五十嵐丈遊については、柏大治氏が、五十嵐家の旦那寺である安證寺(新津市小合)の過去帳から、安政六年七月十九日に没した五十嵐三九郎(法名、釈正更、八十才)ではないかと推定されている。また、丈遊という号の由来については、信濃川の水駅として発展してきた小須戸で、三九郎が小須戸組大庄屋、吉岡家の郷杖(大庄屋から委嘱されて、工事の際の率領などを務める)を努めていたからではないかと推測される。

書画帖がまとめられた時期については、箱書の安政三年霜月(十一月)が一応の目安になる。しかし、現在の形のように整理されたのは、いまだ後のように思われる。

三、作者に関して

書画の作者については、作品に付箋が付けられている。誤記

「育児休業等に関する法律」の成立

来年四月から標題の法律が施行されます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〈法律の要旨〉

1、1歳未満の子を育てる労働者は、

① 育児休業できます。

また、

② 勤務時間の短縮等の措置を受けられます。

2、規模30人以下の事業所は、3年間、下の措置の実施を猶予されます。

3、平成4年4月1日から施行されます。

※事業主に対しては、右の他に努力規定があります。

※従来の「育児休業奨励金」は、平成3年度中は現行のまま実施されています。

詳細は新潟婦人少年室へお問い合わせ下さい。

☎(025)266-0047

下水道工事にご協力を

矢代田地内(左図の箇所)で下水道工事が始まりました。

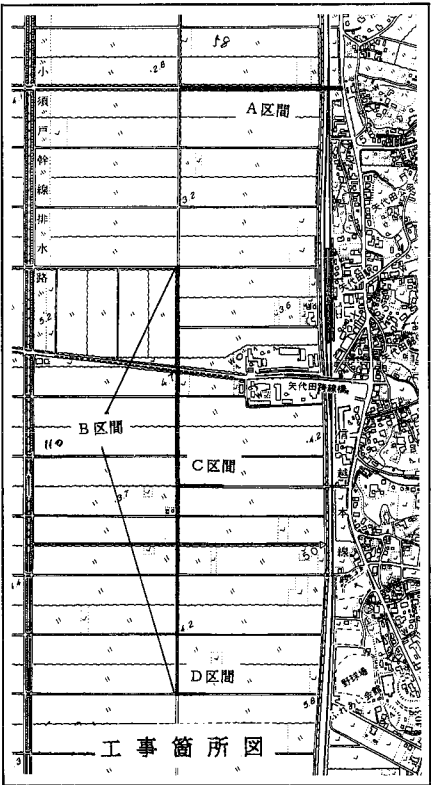
工事期間中は、地先の方々並に地元の方々は大変ご不便をおかけいたします。尚、農繁期中は農耕車輛等の交通にもご不便をおかけいたしますが、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

制限期間

平成三年七月二十五日から
平成四年一月二十四日まで

制限内容

A 区間 片側交互通行



下水道事業 受益者の調べについて

このことについて、平成三年度より矢代田、天ヶ沢地区に、下水道事業が実施されることになり、各地区毎の説明会を終えたところです。この下水道事業説明会の対象者は、工事区域と

8月10日は『道の日』です。

8月1日(木)～8月31日(土)

「道路をまもる月間」の実施

安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設等の点検と整備、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及の徹底を図ることを目的に実施されます。

警察では、8月中1ヵ月間「行方不明の人を捜す巡回相談所」を下表のとおり開設します。

皆さんの家族や知り合いの人で病気を苦にして家出をした方、外出したまま行方が分からなくなった方、

等々、その後消息が知れずお困りの方は、是非とも相談においでください。

相談所では、全国各地で亡くなられ、身元の分からない方の

河川をたいせつに

(八月一日から水の週間です)

信濃川は私たちみんなの川で境が著しく侵されています。ゴミの投棄は法律で固く禁じられています。また小須戸町の水道も日本一ながい信濃川から取水して水道水として各家庭に送られています。きれいな水を安心して豊富に使える水を使用したいためにまた将来の子供たちのためにみんなできいています。近年、ゴミや廃材等な川を未来のために残してあげましょう。

「行方不明の人を捜す相談所」開設のお知らせ(無料)

写真や、持ち物などの資料を多数用意してお待ちしております。

1 巡回相談所 午前9時から午後7時まで

月	日	場	所
8月1日(木)		村上警察署	(電話 五三三二八一)
8月2日(金)		新発田警察署	(電話 二二一五一)
8月5日(月)		上越北警察署	(電話 四三三二二)
8月6日(火)		長岡警察署	(電話 三二二二二)
8月7日(水)		三条警察署	(電話 三二二二二)

2 常設相談所 午前9時から午後5時まで 第1期(土曜日は午前中)

月	日	場	所
通年	(巡回相談日、日曜)	新潟市新光町4番地1	
祭日及び第2・第4土曜		県警察本部鑑識課	(電話 二六四三三三)
			(内線 二五七・二五八)